

認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ 概要

議論の前提

- 認可外保育施設が無償化の対象となるには、**都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要**。ただし、経過措置として**5年間の猶予期間**を設定（この間は届出さえなされていれば無償化の対象となる）
- この措置については、改正附則において、無償化施行後2年後を目途に、認可外保育施設の無償化の**実施状況を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる**旨が定められている。

<主な状況>

- ・国の指導監督基準を満たせていない施設は約4割、認可施設への移行を希望しない施設は約7割、届出施設数は約19,000か所、利用児童数は約24万人。

検討の方向性

上記の前提を踏まえ、今後、認可外保育施設の**質の向上に向けて、速やかに講ずるべき対応策**について検討。

<検討視点>

- ① 都道府県等に対して届出された全施設について、当該都道府県等による基準適合判定が可能な状況を実現するため、どのような対応が必要か
- ② 認可外保育施設の質の維持・向上に向けて、指導監督基準の内容、指導監督体制、劣悪な施設への対応策、認可外保育施設や都道府県等に対する必要な支援のあり方等といった観点から、どのような対応が必要か

課題と対応策

検討視点①の関係

①地方自治体の体制

- 限られた人員体制の中で業務負担を軽減する方策の検討
 - **巡回支援指導員**による立入調査等の**業務範囲の明確化と活用事例等の周知**
- 認可外保育施設に対する指導監督に関する知識等を効率的に習得できる方策の検討
 - **Q&A、分かりやすい資料**（映像資料等）の作成

②基準適合判定の在り方

- 現行の指導監督指針を踏まえた効果的・効率的な基準適合判定が可能となる方策の検討
 - 現行指針の改めでの周知、**書面調査用のチェックシートのひな形**などの作成・周知

検討視点②の関係

③指導監督基準適合に向けた支援

- 認可移行を希望しない施設が指導監督基準を満たすことができるよう支援の在り方を検討
 - 一定条件の下（注）、**認可移行等を要件としないで、時限的に**（令和6年度まで）、**施設の改修・移転費、保育士の資格取得等に対する支援**を実施
- （注）都道府県と市町村とが、支援の必要性を認めて支援計画を作成した施設など

④質の低い施設に対する措置

- どのような形で、改善勧告等の措置について、各地方公共団体間で情報共有を図っていくべきか検討
 - **事例集の作成**、公表・共有に係る**関係規定の整備**